令和3年10月11日(月曜日)

報道発表NONOICHI CITY NEWS RELEASE

(発信者)

野々市市 市民協働課 広報広聴係

電話番号 076-227-6056 FAX 番号 076-227-6259

Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp HP https://www.city.nonoichi.lg.jp

野々市市飲食店時短営業支援金(第7次対応分)の申請受付について

野々市市では、営業活動に大きな影響を受けながらも新型コロナウイルス感染拡大防止の ため時短営業を行っている飲食店を支援するため、石川県新型コロナウイルス感染拡大防止 協力金(第6次)に上乗せした市独自の支援金を交付しています。

この度、新たに県協力金(第7次)に上乗せした市独自の支援金の申請受付を開始しますのでお知らせいたします。

記

○対象事業者

- ・市内で飲食店を営む者であること(法人、個人は問いません。)。
- ・市内の飲食店につき、令和3年9月13日から同年9月30日までの全期間において、石川県の時短要請に応じて営業時間の短縮を実施していること。
- ・県協力金(第7次)の支給(本申請によるものに限る。)を受けていること。
- 今後も市内において飲食店の営業を継続する意思があること。
- ・代表者又は役員が野々市市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。

○支援金の額

市内の飲食店 1 店舗につき、県協力金支給額の 1/10 (1,000 円未満切り捨て) % ただし、 1 店舗につき、135,000 円を限度とします。

○申請期限

令和3年10月11日(月)から令和4年1月7日(金)まで ※当日消印有効

○その他

提出書類などの詳細は市ホームページを確認ください。

HP アドレス: http://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/12/32745.html

以上

お問い合わせ先

野々市市企画振興部産業振興課 担当: 今村 TEL: 076-227-6082

〜関連するSDGsのゴール〜







